

○学習院大学経営学研究科の学位に関する細則

平成12年4月1日

施行

改正	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成22年4月1日

第1章 総 則

第1条 この細則は、学習院大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、経営学研究科において必要な事項を定めるものとする。

第2条 経営学研究科における学位は、学位規程第6条による修士の学位、同第15条による博士の学位（以下、「課程博士」という。）及び学位規程第28条による博士の学位（以下、「論文博士」という。）とする。

第3条 論文及び特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「学位論文等」という。）は自署論文でなければならない。

2 外国語（英語を除く）による学位論文等を提出するときは、邦語訳文を添付しなければならない。

第4条 学位論文等には、要旨を添付するものとする。

第5条 学位論文等の題名届の様式は、別表のとおりとする。

2 学位論文提出のときに添付する学位申請書及び論文審査その他の報告関係書類の様式は、学位規程第46条の定めるところによる。

第2章 修士の学位論文

第6条 修士の学位論文は、在学期間に提出するものとする。

2 修士の学位論文は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得した者及び博士前期課程に在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得し、かつ、経営学研究科委員会の承認を得た者が提出することができる。

3 修士の学位論文（4通）の提出期限は1月10日とし、論文を提出する予定の者は、前年の6月30日までに、論文の題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

第7条 修士の学位論文については、学位規程第9条第1項による審査委員のうち、指導教授以外の委員は、研究科委員会で選任する。

2 前条第3項の届出があった場合には、研究科委員会は、その論文の審査委員を1月31日までに選任するものとする。

第8条 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

第3章 特定の課題についての研究の成果

第9条 特定の課題についての研究の成果（以下、本章では「研究の成果」という。）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第10条 研究の成果は、在学期間に提出するものとする。

2 研究の成果は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得した者及び博士前期課程に在学し、修了に必要な単位を20単位以上修得し、かつ、経営学研究科委員会の承認を得た者が提出することができる。

3 研究の成果（4通）の提出期限は1月10日とし、研究の成果を提出する予定の者は、前年の6月30日までに、その題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、研究の成果の題名及び研究の成果の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日、月曜日が休日となる場合は火曜日として取り扱うものとする。

第11条 研究の成果の審査及び研究の成果提出者に対する試験は、3月5日までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。

第4章 課程博士の学位論文

第12条 課程博士の学位論文は、在学期間に提出するものとする。ただし、本研究科の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後退学した者は、退学後3年以内においては、再入学しないで課程博士の学位を申請することができる。

2 課程博士の学位論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の科目について8単位以上を修得した者が提出することができる。

3 課程博士の学位論文（4通）の提出期限は9月30日又は3月31日とする。9月30日までに論文を提出する予定の者は、6月30日までに、3月31日までに論文を提出する予定の者は、1月31日までに、それぞれ論文の題名を指導教授を経て研究科委員長に届け出なければならない。なお、学位論文題名及び学位論文の提出に関して、提出期限が土曜日又は日曜日の場合は月曜日として取り扱うものとする。

第13条 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、次のようにしなければならない。

一 研究の分担を明確にし、主論文は学位申請者の分担した部分を主とした申請者単独名の論文でなければならない。

二 前項の論文が主論文として提出されることについて、共同研究者の同意書を添付する。

三 共同研究について、すでに共著論文がある場合には、その論文を参考論文として添付する。

第14条 主論文の内容が共同研究によるものである場合に、その共同研究についての共著論文がすでに印刷公表されているとき、及び印刷公表される予定のときには、その共著論文をもって、学位規程第26条及び学位規程第40条に定める学位論文の公表の一部又は全部とすることができるものとする。

第15条 課程博士の学位論文の審査委員については、第7条第1項を準用する。

2 第12条第3項の届出があった場合には、研究科委員会は、論文が提出された後、すみやかに審査委員を選任するものとする。

第16条 論文の審査及び論文提出者に対する試験は、論文が9月30日までに提出された場合には、翌年3月5日までに、3月31日までに提出された場合には、9月20日までに、それぞれ終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

第5章 論文博士の学位論文

第17条 論文博士の学位論文については、学位規程第32条による審査委員は、研究科委員会で選任する。

2 前項の審査委員は、論文の提出のあった日から3ヶ月以内に選任するものとする。

第18条 論文の審査、論文提出者に対する試験及び学位規程第28条による学力の確認は、論文（4通）の提出のあった日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を変更することができる。

2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者が、退学後5年以内に博士の学位を申請したときは、学位規程第33条第4項による。

第6章 改 正

第19条 この細則の改正は、研究科委員会の議決による。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別表

平成 年度博士論文題名届（2通）

教務課 受付月日	経営学研究科経営学専攻／学籍番号	
	フリガナ	
	氏名	
	現住所	〒 方TEL

題名	
指導教授	承認印

上記の通りお届けします。

平成 年 月 日

氏名

経営学研究科委員長 殿

※ 所要事項を記入し、9月30日までに論文提出する予定の者は6月30日までに、3月31日までに論文提出する予定の者は1月31日までに、それぞれ学生センター教務課へ提出すること。

※ 自署でない場合は押印すること。

平成 年度修士論文・特定課題研究題名届（2通）

教務課 受付月日	経営学研究科経営学専攻／学籍番号	
	フリガナ	
	氏名	
	現住所	〒 方TEL

1. 修士論文 2. 特定課題研究	いずれか一方に○印をつけてください。
----------------------	--------------------

題名	
指導教授	承認印

上記の通りお届けします。

平成 年 月 日

氏名

経営学研究科委員長 殿

※所要事項を記入し、6月30日までに学生センター教務課へ提出すること。
※自署でない場合は押印すること。